（印紙税法の一部改正）

第九条　印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第三の文書名の欄中「第十一号、第十三号、第十五号並びに第十六号」を「第十二号、第十四号、第十六号並びに第十七号」に、「同項第七号」を「同項第八号」に改める。

（産業競争力強化法の一部改正）

第十条　産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）の一部を次のように改正する。

第百十九条中「第二条第二項」を「第二条第三項」に改める。

（株式会社商工組合中央金庫法及び中小企業信用保険法の一部改正）

第十一条　株式会社商工組合中央金庫法及び中小企業信用保険法の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第十五条を次のように改める。

（中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律の一部改正）

第十五条　中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成十九年法律第三十九号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項の表第三条の二第三項及び第三条の四第二項の項中「第三条の二第三項」の下に「、第三条の三第二項」を加え、同表第三条の三第二項の項を削り、同条第六項中「認定地域産業資源活用支援事業者であって」を「認定地域産業資源活用支援事業者（中小企業信用保険法第二条第一項第六号に該当するものを除く。）であって」に、「中小企業信用保険法」を「同法」に改める。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　山本　早苗
財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　塩崎　恭久
農林水産大臣　林　芳正
経済産業大臣　宮沢　洋一
国土交通大臣　太田　昭宏

府令

○内閣府令第四十二号

内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）第四十五条第四項の規定に基づき、沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十七年七月十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令

沖縄総合事務局組織規則（平成十三年内閣府令第四号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第十四号中「奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第五十五条第一項」を「奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第五十七条第一項」に改める。

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

○内閣府令第四十三号

国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第五十六号）の一部の施行に伴い、国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第二条第二項第二号、第二十七条の二、第二十七条の三、第二十七条の四及び第四十条、総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第二条第二項第二号及び第七十条並びに総合特別区域法施行令（平成二十三年政令第二百四十三号）第一条第二号の規定に基づき、国家戦略特別区域法施行規則及び総合特別区域法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十七年七月十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

国家戦略特別区域法施行規則及び総合特別区域法施行規則の一部を改正する内閣府令

（国家戦略特別区域法施行規則の一部改正）

第一条　国家戦略特別区域法施行規則（平成二十六年内閣府令第二十号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号イ(4)中「薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十六項」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十七項」に改め、同号ロ(1)中「満たすものに限る」の下に「。第十一条第一項第四号において「統括事業」という」を加え、同号ロ(4)中「(6)及び(7)」を「(7)及び(8)」に改め、同号ロ中(8)を(9)とし、(5)から(7)までを(6)から(8)までとし、(4)の次に次のように加える。

(5)　主に英語により授業を行い、かつ、外国籍を有する生徒が過半である学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校又は同法第百三十四条に規定する各種学校（第三条第一項第二号から第四号まで及び第十一条第二項において「外国人学校」という。）の用に供される施設（その用に供されなくなった場合には建築基準法令の規定（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）並びにこれに基づく命令及び条例の規定をいう。第三条第一項第二号において同じ。）に適合しないこととなるものに限る。）の整備に関する事業

第一条第二号に次のように加える。

二　革新的な情報サービスを活用した農業の生産性の向上に係る研究開発に関する事業

第一条に次の一号を加える。

三　小規模企業者（中小企業基本法（昭和三十八年法律第百五十四号）第二条第五項に規定する小規模企業者をいう。第十三条第三号において同じ。）であって、設立時に常時雇用する従業員が五人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については一人）以上の事業者が行う創業及び雇用の促進に係る事業（法第二十七条の四又は第二十八条の規定の適用を受ける場合に限る。）

第二条中「第六条及び第九条において」を「以下」に改める。

第三条第一項中「第一条」を「第一条第一号又は第二号」に改め、「（以下この条において「事業実施主体」という。）」を削り、「当該事業実施主体」を「当該者」に、「次項において」を「以下」に改め、同項第二号中「前号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第一号の次に次の三号を加える。

二　第一条第一号ロ(5)に掲げる事業を実施しようとする者にあっては、当該事業を行う土地の区域について決定された都市計画に関する図書（当該事業に係る外国人学校の用に供される施設が、その用に供されなくなった場合には建築基準法令の規定に適合しないこととなることが明らかであることが確認できるものに限る。）の写し

三　第一条第一号ロ(5)に掲げる事業を実施しようとする者にあっては、当該事業に係る外国人学校の用に供される施設がその用に供されていることを継続して確認する取決めに係る書類

四　第一条第一号ロ(5)に掲げる事業を実施しようとする者にあっては、当該事業に係る外国人学校の学則（学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第三条に規定する学則をいう。）

第三条第三項中「前二項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「前項」を「前三項」に、「事業実施主体」を「事業を実施しようとする者」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2　第十二条に規定する事業を実施しようとする者は、当該事業を行うことについての計画その他の事項について記載した別記様式第一の二による事業実施計画に、当該者の次に掲げる書類を添えて、これらを国家戦略特別区域担当大臣に提出するものとする。

一　当該者（法人である場合に限る。）の定款及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの

二　前号に掲げるもののほか、その他参考となる事項を記載した書類